

松江市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

松江市職員安全衛生管理規則（平成 17 年松江市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
(安全衛生管理計画の形成) 第 6 条 市長は、毎年度、 <u>第 26 条</u> に規定する中央安全衛生委員会の調査審議を経て、職員の安全衛生に関する施策を総合的にとりまとめ、職員の安全衛生管理に関する計画を作成しなければならない。 別表第 1(第 2 条、第 7 条、第 10 条、第 14 条、第 18 条、第 27 条関係) (1) 略 (2) 安全衛生管理者を置く事業場				(安全衛生管理計画の形成) 第 6 条 市長は、毎年度、 <u>第 22 条</u> に規定する中央安全衛生委員会の調査審議を経て、職員の安全衛生に関する施策を総合的にとりまとめ、職員の安全衛生管理に関する計画を作成しなければならない。 別表第 1(第 2 条、第 7 条、第 10 条、第 14 条、第 18 条、第 27 条関係) (1) 略 (2) 安全衛生管理者を置く事業場			
事業場の区分	安全衛生管理者	安全衛生担当課長	事業場安全衛生委員会の名称	事業場の区分	安全衛生管理者	安全衛生担当課長	事業場安全衛生委員会の名称
こども子育て部	こども子育て部長	こども政策課長	<u>城西幼保園安全衛生委員会</u> <u>揖屋幼保園安全衛生委員会</u> <u>しんじ幼保園安全衛生委員会</u>	こども子育て部	こども子育て部長	こども政策課長	<u>幼保事業場安全衛生委員会</u>
				環境エネルギー部	環境エネルギー部長	環境エネルギー課長	環境エネルギー部安全衛生委員会
				まちづくり及び都	都市整備部長	建設総務課長	まちづくり部・都市整備部安全衛生委員会

				市 整 備 部			
				教 育 委 員 会	副 教 育 長	教 育 総 務 課 長	教 育 委 員 会 安 全 衛 生 委 員 会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。